

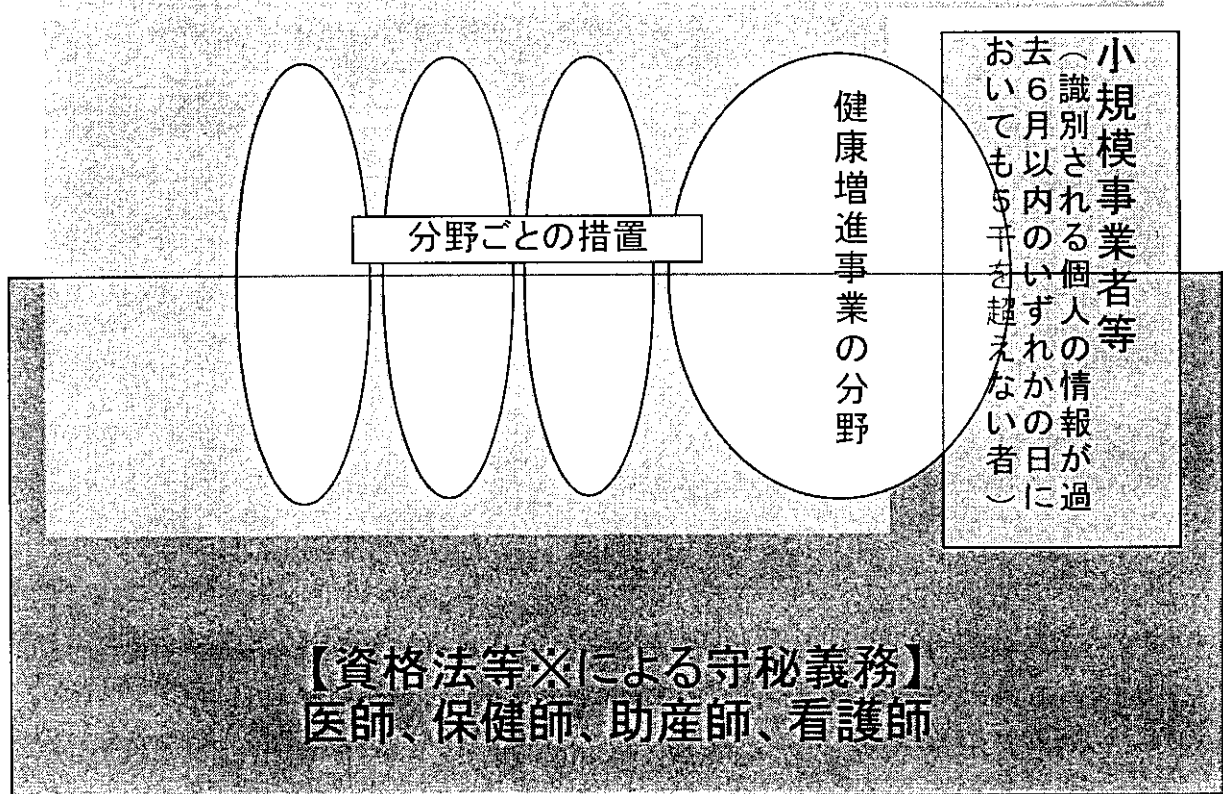
個人情報保護の体系イメージ

【個人情報保護法制】

基本理念

個人情報取扱事業者の義務等

- ・利用目的による制限
- ・適正な取得
- ・安全管理措置
- ・第三者提供の制限
- ・開示・訂正・利用訂正
- ・その他



※医師は刑法 保健師、助産師、看護師は保健師助産師看護師法により守秘義務が規定されている

II 目的・定義

「個人情報」・「個人データ」・「保有個人データ」の関係

「個人情報」

生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（注1）

（例）

- ・データベース化されていない書面・写真・音声等に記録されているもの

「個人データ」

個人情報データベース等（注2）を構成する個人情報（例）

- ・委託を受けて入力、編集、加工等のみを行っているもの
- ・存否が明らかになることで公益その他の利益が害されるもの*
- ・短期間*で消去することとなるもの

*政令で定められる

「保有個人データ」

個人情報取扱事業者（注3）が開示、訂正、削除等の権限を有する個人データ

（例）

- ・自社の事業活動に用いている顧客情報
- ・事業として第三者に提供している個人情報
- ・従業員等の人事管理情報

（注1）他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できるものを含む。

（注2）個人情報を含む情報の集合物であって、①特定の個人情報をコンピュータを使って検索できるように体系的に構成されたもの、②特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成されたマニュアル処理情報（政令で定めるもの）。

（注3）個人情報データベース等を事業の用に供している民間事業者（政令で定める小規模なデータベースを用いている者等を除く）。

Q 8 この法律の目的は何ですか。「プライバシー権」や「自己情報コントロール権」が条文に規定されていないのはなぜですか（第1条）。

1 この法律の究極的な目的は「個人の権利利益を保護すること」であり、この「個人の権利利益」には広く人格権や財産権が含まれ、いわゆるプライバシーも当然に含まれます。ただし、プライバシーの概念自体は判例でも用いられていますが、その範囲についてはいまだに必ずしも明確ではないため、「プライバシー」という言葉を条文に用いることはしていません。

2 個人情報は個人の人格に密接に関わるものであり、その取扱いについて格段の配慮が必要なことは言うまでもありません。そこで、基本理念（第3条）において、個人情報がプライバシーの根源にある「個人の人格尊重」の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることが明確にされています。

3 「自己情報コントロール権」については、学説上もその定義自体が必ずしも確立されておらず、その内容、範囲及び法的な性格についても様々な理解があり、一方で批判的な見解も見られます。

「自己情報コントロール権」の考え方の目指す方向が自己の個人情報について必要な範囲で本人が適切に関与できることとすべきということであれば、この法律においても、利用目的の通知・公表、本人の同意のない目的外利用や第三者提供の原則禁止、本人からの求めに応じた開示、訂正、利用停止等が明確に規定され、法律上の制度として構築されています。

個人情報の保護に関する法律の概要

第1章 総則

1 目的（1条）

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大
→ 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護

2 定義（2条）

「個人情報」…生存する個人に関する情報（識別可能情報）

「個人情報データベース等」…個人情報を含む情報の集合物（検索が可能なもの。一定のマニュアル処理情報を含む）

「個人情報取扱事業者」…個人情報データベース等を事業の用に供している者（国、地方公共団体等のほか、取り扱う個人情報が少ない（5千件未満）等の一定の者を除く）

「個人データ」…個人情報データベース等を構成する個人情報

「保有個人データ」…個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

3 基本理念（3条）

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければならない。

第2章 国及び地方公共団体の責務等

1 国及び地方公共団体の責務（4条、5条）

2 法制上の措置等（6条）

- ・ 国の行政機関、独立行政法人等の保有する個人情報についての法制上の措置等
- ・ 個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報についての法制上の措置等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第1節 個人情報の保護に関する基本方針（7条）

- ・ 施策の総合的・一体的推進を図るための基本方針を国民生活審議会の意見を聴いた上で閣議決定

第2節 国の施策（8条～10条）

- ・ 地方公共団体等への支援、苦情処理のための必要な措置等

第3節 地方公共団体の施策（11条～13条）

- ・ 地方公共団体の保有する個人情報についての必要な措置
- ・ 区域内の事業者及び住民への支援、苦情処理のあっせん等の必要な措置

第4節 国及び地方公共団体の協力（14条）

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第1節 個人情報取扱事業者の義務 ※ 必要に応じて一定の適用除外を規定

- (1) 利用目的の特定、利用目的による制限 (15条、16条)
 - ・ 個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定
 - ・ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止
- (2) 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等 (17条、18条)
 - ・ 偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止
 - ・ 個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表
 - ・ 本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示
- (3) データ内容の正確性の確保 (19条)
 - ・ 利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保
- (4) 安全管理措置、従業者・委託先の監督 (20条～22条)
 - ・ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督
- (5) 第三者提供の制限 (23条)
 - ・ 本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止
 - ・ 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等しているときは、第三者提供が可能
 - ・ 委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合（共同利用する旨その他一定の事項を通知等している場合）は第三者提供とみなさない
- (6) 公表等、開示、訂正等、利用停止等 (24条～27条)
 - ・ 保有個人データの利用目的、開示等に必要の手続等についての公表等
 - ・ 保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、訂正等、利用停止等
- (7) 苦情の処理 (31条)
 - ・ 個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理
- (8) 主務大臣の関与 (32条～35条)
 - ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収、必要な助言
 - ・ 個人情報取扱事業者が義務規定（努力義務を除く）に違反し、個人の権利利益保護のため必要がある場合における勧告、勧告に従わない一定の場合の命令等
 - ・ 主務大臣の権限の行使の制限（表現、学問、信教、政治活動の自由）
- (9) 主務大臣 (36条)
 - ・ 個人情報取扱事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

第2節 民間団体による個人情報の保護の推進

- (1) 団体の認定 (37条)、対象事業者 (41条)
 - ・ 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、苦情の処理等を行おうとする団体の認定
 - ・ 認定団体による対象事業者（団体の構成員等）の氏名又は名称の公表

(2) **個人情報保護指針** (43条)

- ・ 認定団体による個人情報保護指針の作成・公表

(3) **主務大臣の関与** (46条～48条)

- ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収
- ・ 業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更等についての命令
- ・ 認定基準に適合しなくなった場合、命令に従わない場合等における認定取消し

(4) **主務大臣** (49条)

- ・ 対象事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

第5章 雑則

- ・ 報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関等、宗教団体、政治団体については、第4章の適用を除外 (50条1項)
 - ・ これらの主体は、安全管理、苦情処理等のために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表するよう努力 (50条3項)
- ※ この他、権限又は事務の委任、施行の状況の公表等について規定

第6章 罰則

- ・ 個人情報取扱事業者が主務大臣の命令に違反した場合等における罰則 (56条～59条)

附則

- ・ 公布の日 (平成15年5月30日) から施行。第4章から第6章までの規定は、公布後2年以内に施行 (附則1条)
- ・ 経過措置 (附則2条～6条)
- ・ 内閣府の所掌事務等に本法施行関係の事務を追加 (附則7条)

◎ 情報システム安全対策指針

平成 9年 9月18日制定 (国家公安委員会告示第9号)

平成11年11月22日一部改正 (国家公安委員会告示第19号)

第1編 総則

- 1 目的
- 2 定義
- 3 対策の策定

第2編 情報システムについて講ずべき安全対策

I 管理者が講ずべき対策

第1章 ネットワーク

- 1 監視
- 2 パスワード
- 3 ネットワーク・アクセス
- 4 ユーザID管理
- 5 暗号化
- 6 データ交換
- 7 災害等対策

第2章 ホスト等

- 1 監視
- 2 パスワード
- 3 ホスト等へのアクセス
- 4 アクセス制御
- 5 オペレーティング・システム
- 6 セキュリティ・ホール
- 7 暗号化
- 8 ホスト等の管理
- 9 災害等対策

第3章 施設

- 1 資格及び身分証明書等
- 2 入退管理等
- 3 災害等対策

第4章 攻撃等認知時における措置等

- 1 攻撃等認知時における措置
- 2 組織体制
- 3 情報システムの開発、運用及び保守

- 4 データ管理
- 5 バックアップ
- 6 監査
- 7 教育及び訓練

第5章 個人情報保護

- 1 個人情報の収集等
- 2 個人情報の利用及び提供
- 3 自己情報の開示等

II ユーザが講ずべき対策

- 1 パスワードの管理
- 2 暗号化
- 3 データ交換
- 4 端末等の管理
- 5 身分証明書等の管理
- 6 攻撃等認知時における措置
- 7 データ管理
- 8 バックアップ

III コンピュータ・ウイルスに関し管理者及びユーザが講ずべき対策

- 1 システムの使用開始時に講ずべき措置
- 2 新たに入手したプログラムを使用するときに講ずべき措置
- 3 システム使用中に講ずべき措置
- 4 コンピュータ・ウイルス発見時に講ずべき措置
- 5 その他

第3編 開放的なネットワークに接続する情報システムについて追加的に講ずべき安全対策

I 管理者が講ずべき対策

第1章 ネットワーク

- 1 接続等
- 2 監視
- 3 切離し

第2章 攻撃等認知時における措置等

- 1 攻撃等認知時における措置
- 2 ユーザの限定
- 3 情報収集
- 4 教育

II コンピュータ・ウイルスに関し管理者及びユーザが講ずべき対策

- 1 新たに入手したプログラムを使用するときに講ずべき措置
- 2 システム使用中に講ずべき措置

◎ コンピュータウイルス対策基準

平成7年7月7日（通商産業省告示第429号）（制定）

平成9年9月24日（通商産業省告示第535号）（改定）

平成12年12月28日（通商産業省告示第952号）（最終改定）

コンピュータウイルス対策基準を次のように定め、平成7年7月1日から施行する。
なお、平成2年通商産業省告示第139号は、平成7年6月30日限り廃止する。

1. 主旨

2. 用語の定義

3. 構成

- (1) システムユーザ基準（18項目）
- (2) システム管理者基準（31項目）
- (3) ソフトウェア供給者基準（21項目）
- (4) ネットワーク事業者基準（15項目）
- (5) システムサービス事業者基準（19項目）

4. システムユーザ基準

- a. ソフトウェア管理
- b. 運用管理
- c. 事後対応
- d. 監査

5. システム管理者基準

- a. コンピュータ管理
- b. ネットワーク管理
- c. 運用管理
- d. 事後対応
- e. 教育・啓蒙
- f. 監査

6. ソフトウェア供給者基準

- a. 開発管理
- b. 製品管理
- c. 事後対応
- d. 教育・啓蒙
- e. 監査

7. ネットワーク事業者基準

- a. システム管理
- b. 運用管理
- c. 事後対応
- d. 教育・啓蒙
- e. 監査

8. システムサービス事業者基準

- a. システム管理
- b. 運用管理
- c. 事後対応
- d. 教育・啓蒙
- e. 監査

9. 留意事項

◎ 情報システム安全対策基準

平成7年8月29日（通商産業省告示第518号）（制定）

平成9年9月24日（通商産業省告示第536号）（最終改正）

情報システム安全対策基準を次のように定め、平成7年8月29日から施行する。

なお、平成3年通商産業省告示第175号は、平成7年8月28日限り、廃止する。

一 主旨

二 用語の定義

- (一) 情報システム関連
- (二) 設備関連
- (三) 建物及び室関係

三 基準の構成

- (一) 設置基準（100項目）
- (二) 技術基準（26項目）
- (三) 運用基準（66項目）

四 適用区分

- (一) 設置基準
- (二) 技術基準及び運用基準
- (三) 技術基準及び運用基準における適用区分の考え方は、以下のとおりである。
- (四) 本基準を利用する場合は、以下を考慮して利用すること。

五 設置基準

イ. 設置環境

- 1. 立地・配置
- 2. 開口部
- 3. 構造
- 4. 内装
- 5. 建築設備
- 6. 什器・備品
- 7. 情報システム

ロ. 電源設備

- 1. 設置
- 2. 防災・防犯措置

ハ. 空気調和設備

- 1. 設置

2. 防災・防犯措置

ニ. 監視設備

ホ. 地震対策

a. 設置環境

1. 立地・配置
2. 構造
3. 開口部
4. 内装
5. 設備
6. 什器・備品
7. 情報システム

b. 電源設備

c. 空気調和設備

d. 監視設備

六 技術基準

イ. 情報技術の適用

ロ. 災害・障害対策機能

1. 災害対策機能
2. 障害対策機能
3. 保守機能
4. 運用支援機能

ハ. 故意・過失対策機能

1. アクセス制御機能
2. データ処理不正防止機能
3. 情報漏えい防止機能

ニ. 監査機能

七 運用基準

イ. 計画

1. 情報システム等の運用計画
2. データ等の管理計画
3. 組織・管理規程
4. 災害時対応計画

ロ. 情報システムの運用

1. システム管理
2. 利用者管理
3. 操作
4. 災害発生時対応

ハ. データ等及び記録媒体の保管及び使用

1. 管理
 2. 保管
 3. 使用
 4. 防犯対策
 5. 災害・障害対策
- ニ. 入退館及び入退室
1. 入退者
 2. 搬出入物
- ホ. 関連設備・防災設備及び防犯設備
1. 管理
 2. 操作
 3. 監視
- ヘ. 要員
- ト. 外部委託
- チ. システム監査

八 留意事項

◎ コンピュータ不正アクセス対策基準

平成8年8月8日（通商産業省告示第362号）（制定）

平成9年9月24日（通商産業省告示第534号）（改定）

平成12年12月12日（通商産業省告示第950号）（最終改定）

I. 主旨

II. 用語の定義

III. 構成

1. システムユーザ基準
2. システム管理者基準
3. ネットワークサービス事業者基準
4. ハードウェア・ソフトウェア供給者基準

IV. 個人ユーザが留意する点

1. 不正アクセスによる被害の予防について
2. 不正アクセスによる被害の発見、復旧、拡大及び再発防止について

V. 基準項目

1. システムユーザ基準
2. システム管理者基準
3. ネットワークサービス事業者基準
4. ハードウェア・ソフトウェア供給者基準

VI. 留意事項

◎ 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和 62 年郵政省告示第 73 号)

- 第 1 目 的
- 第 2 定 義
- 第 3 安全・信頼性基準
- 第 4 配慮すべき事項
- 第 5 他の基準の活用

◎ 情報通信ネットワーク安全・信頼性対策実施登録規程

(昭和 62 年郵政省告示第 74 号)

- 第 1 条 目 的
- 第 2 条 用語
- 第 3 条 適用範囲
- 第 4 条 登録の種類
- 第 5 条 登録の基準
- 第 6 条 登録の申請
- 第 7 条 審査
- 第 8 条 登録の実施
- 第 9 条 登録の有効期間
- 第 10 条 登録の更新の申請等
- 第 11 条 変更登録の申請等
- 第 12 条 氏名等の変更の届出等
- 第 13 条 対策の実施の完了の届出
- 第 14 条 廃止の届出
- 第 15 条 登録の取消し等
- 第 16 条 現況報告書の提出
- 第 17 条 準用